

平成 17 年 6 月 6 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 3 8

農産物等安全検査の結果について（第 1 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

5 月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

5 月 1 日から 5 月末日までに、県内の集出荷場等から野菜 2 0 検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法に基づく基準に違反した事例はありませんでした。

区 分	検体数	検 査 品 目
野 菜	2 0	ミニトマト(10)、なす(10)
合 計	2 0	

* 検体入手先は、県内 5 J A。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町 3 7 8 ）

3 検査項目

ミニトマト:イプロジオン、ジエトフェンカルブ、ホスチアゼートほか全 79 成分

な す:イプロジオン、ジエトフェンカルブ、ホスチアゼートほか全 97 成分

平成 17 年 7 月 7 日
担 当 蚕糸園芸課
内 線 3 1 3 8

農産物等安全検査の結果について（第 2 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

6 月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

6 月 1 日から 6 月末日までに、県内の集出荷場等から野菜 9 検体、果樹 10 検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法の残留農薬基準を超過したものはありませんでした。

区 分	検体数	検 査 品 目
野 菜	9	だいこん
果 樹	10	梅
合 計	19	

* 検体入手先は、県内 7 J A。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町 3 7 8）

3 検査項目

だいこん：シペルメトリン、トリクロホスメチル、フルバリネートほか全 97 成分

梅：イプロジオン、ジクロルボス、フェントロチオンほか全 100 成分

平成 17 年 8 月 9 日
担 当：蚕糸園芸課生産環境室
植物防疫グループ
問い合わせ先：内線 3138

農産物等安全検査の結果について（第3回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

7月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

7月1日から7月末日までに、県内の集出荷場等から野菜10検体、果樹10検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

区 分	検体数	検 査 品 目
野 菜	10	キャベツ(10)
果 樹	10	スモモ(10)
合 計	20	

* 検体入手先は、県内4JA。

- (1) 検査の結果、食品衛生法の残留農薬基準を超過したものではありませんでした。
- (2) ただし、スモモ10検体のうち1検体からスモモに農薬取締法上適用のない農薬の成分が検出されました。検出された成分はジフェノコナゾール（商品名：スコア水和剤10など）であり、検出濃度は0.01ppmでした。
- (3) ジフェノコナゾールのスモモについての食品衛生法の残留農薬基準値は設定されていませんが、環境省の定める農薬登録保留基準値として5.0ppmが設定されています。今回検出された濃度は農薬登録保留基準値以内であり、健康被害の原因となるとは考えられません。
- (4) 生産者の栽培履歴を確認したところ、該当農薬の使用はありませんでした。周辺の状況について調査した結果、スモモの収穫ほ場の隣接地に栽培されているウメにスコア水和剤10が散布されていたことから、今回検出された農薬成分は飛散によりスモモに付着したものと推察されます。
- (5) 生産者には今後の農薬散布は、飛散に充分注意して行うよう指導しました。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町378）

3 検査項目

キャベツ：イプロジオン、クロルピリホス、プロシミドン、ペルメトリンほか全91成分
スモモ：イプロジオン、ジクロルボス、トリクロホスメチル、ペンディメタリンほか全99成分

平成 17 年 9 月 7 日
担 当：蚕糸園芸課生産環境室
植物防疫グループ
問い合わせ先：内線 3138

農産物等安全検査の結果について（第4回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

8月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

8月1日から8月末日までに、県内の集出荷場等から果樹10検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法の残留農薬基準を超過したものはありませんでした。

区 分	検体数	検 査 品 目
果 樹	10	ナシ(10)
合 計	10	

* 検体入手先は、県内2JA。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町378）

3 検査項目

ナシ：クロルピリホス、シペルメトリン、フルバリネート、ペンディメタリンほか全99成分

平成17年10月12日
担当：蚕糸園芸課生産環境室
植物防疫グループ
問い合わせ先：内線 3136

農産物等安全検査の結果について（第5回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

9月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

9月1日から9月末日までに、県内の集出荷場等から野菜20検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法の残留農薬基準を超過したものはありませんでした。

区分	検体数	検査品目
野菜	20	レタス(10)、きゅうり(10)
合計	20	

* 検体入手先は、県内6JA、3出荷組合

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町378）

3 検査項目

レタス：イプロジオン、エトフェンプロックス、ジエトフェンカルブ、フェニトロチオンほか全95成分

きゅうり：アクリナトリン、ジクロルボス、ダイアジノン、ピリミホスメチルほか全78成分

平成 17 年 11 月 8 日
担 当：蚕糸園芸課生産環境室
植物防疫グループ
問い合わせ先：内線 3137

農産物等安全検査の結果について（第 6 回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県産農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

10月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

10月1日から10月末日までに、県内の集出荷場等から野菜19検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法の残留農薬基準を超過したものはありませんでした。

区 分	検体数	検 査 品 目
野 菜	19	ねぎ(9)、ほうれんそう(10)
合 計	19	

* 検体入手先は、県内6JA、5農産物直売所

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町378）

3 検査項目

ね ぎ：イプロジオン、エチルチオメトン、ジクロルボス、フェニトロチオンほか90成分

ほうれんそう：カルバリル、クロルピリホス、ダイアジノン、フルバリネートほか87成分

平成 17 年 12 月 9 日
担 当：蚕糸園芸課生産環境室
植物防疫グループ
問い合わせ先：内線 3137

農産物等安全検査の結果について（第7回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県産農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

11月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

11月1日から11月末日までに、県内の集出荷場等から果樹10検体、工芸農作物10検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法の残留農薬基準を超過したものはありませんでした。

区 分	検体数	検 査 品 目
果 樹	10	りんご
工芸農作物	10	こんにゃくいも
合 計	20	

* 検体入手先は、県内6JA、3生産組織

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町378）

3 検査項目

りんご：アクリナトリン、クロルピリホス、テブフェンピラド、プロチオホス
等全96成分

こんにゃくいも：トルクロホスメチル、フェニトロチオン、フルトラニル、メタラ
キシル等全99成分

平成18年1月23日
担当：蚕糸園芸課生産環境室
植物防疫グループ
問い合わせ先：内線 3137

農産物等安全検査の結果について（第8回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

12月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

12月1日から12月末日までに、県内の集出荷場等から野菜10検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

区分	検体数	検査品目
野菜	10	しゅんぎく(10)
合計	10	

* 検体入手先は、県内4JA。

- (1) 検査の結果、食品衛生法の残留農薬基準を超過したものではありませんでした。
(2) ただし、2検体からしゅんぎくに農薬取締法上適用のない農薬の成分が検出されました。

NO.	成分名	検出値	残留農薬基準値
1	トリフルラリン	0.02ppm	0.05ppm
2	トリフルラリン フェニトロチオン	0.04ppm 0.01ppm	0.05ppm 0.2ppm

- (3) トリフルラリン、フェニトロチオンはしゅんぎくでは食品衛生法の残留農薬基準値が設定されており、今回検出された濃度は基準値以内であるため健康被害の原因となるとは考えられません。
(4) 生産者の栽培履歴を確認したところ、検出された成分を含む農薬の使用はありませんでした。周辺の状況について調査した結果、しゅんぎく収穫ほ場の周辺で使用された農薬が飛散によりしゅんぎくに付着したものと考えられます。

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町378）

3 検査項目

しゅんぎく：アクリナトリン、ジクロロボス、ダイアジノン、メタラキシル等全97成分

平成 18 年 2 月 10 日
担 当：蚕糸園芸課生産環境室
植物防疫グループ
問い合わせ先：内線 3137

農産物等安全検査の結果について（第9回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県産農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

1月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

1月4日から1月末日までに、県内の集出荷場等から野菜10検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法の残留農薬基準を超過したものはありませんでした。

区 分	検体数	検 査 品 目
野 菜	10	やまのいも(10)
合 計	10	

* 検体入手先は、県内2JA

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町378）

3 検査項目

やまのいも：エチルチオメトン、クロルピリホス、プロピコナゾール、ペンディメタリン等全74成分

平成18年3月10日
担当：蚕糸園芸課生産環境室
植物防疫グループ
問い合わせ先：内線 3137

農産物等安全検査の結果について（第10回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県産農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

2月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

2月1日から2月末日までに、県内の集出荷場等から野菜20検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法の残留農薬基準を超過したものはありませんでした。

区分	検体数	検査品目
野菜	20	にら(10)、いちご(10)
合計	20	

* 検体入手先は、県内6JA

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町378）

3 検査項目

にら：アクリナトリン、イプロジオン、シハロトリン、ペンディメタリン等全91成分

いちご：クロルピリホス、ジクロルボス、フェナリモル、ミクロブタニル等全93成分

平成18年 4月13日
担 当：蚕糸園芸課生産環境室
植物防疫グループ
問い合わせ先：内線 3136

農産物等安全検査の結果について（第11回）

群馬県では「農薬適正使用条例」に基づき、本県産農産物の安全を確保するため、出荷前農産物の残留農薬検査を実施しています。

3月の検査結果は次のとおりです。

1 検査概要

3月1日から3月末日までに、県内の集出荷場等から野菜10検体を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、食品衛生法の残留農薬基準を超過したものはありませんでした。

区 分	検体数	検 査 品 目
野 菜	10	トマト(10)
合 計	10	

* 検体入手先は、県内5JA

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町378）

3 検査項目

トマト：イプロジオン、クロルピリホス、テブコナゾール、ペンディメタリン等
全100成分